

CARES Act  
Employee Retention Credit及び  
Employer Payroll Tax Deferral関連情報

2020年6月16日更新  
(2020年4月26日作成)

# Employee Retention Credit概要

---

- Employee Retention Credit(「ERC」)は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて米国政府が成立させたCARES Actに含まれる経済救済策の一つです。ERCは、政府の活動制限命令等の影響で事業活動に制限を受けた雇用主の従業員雇用維持を目的として、2020年3月13日から2020年12月31日の間、従業員の給与の50%について、給与税の仕組みを通してクレジットが得られる制度です。各従業員の給与の上限が\$10,000とされていることから、従業員一人当たり最大\$5,000(\$10,000の50%)までクレジットを受けることができます。
- 給与税の納税額と相殺されますが、超過する場合にはAdvance Paymentとして前払いで受けることが可能です。
- ERCの受給資格及び対象となる給与は、政府の活動制限命令による影響と従業員数によって異なります。
- Paycheck Protection Program(「PPP」)のローンを受けた場合は、ERCを受けることはできません。
- Family First Coronavirus Response Act(「FFCRA」)のクレジットを受ける場合、FFCRAの対象給与はERC対象給与から除外されます。
- ERCの申請は、四半期ごとに給与税の申告と併せて行います。ただし、第一四半期のERCの申請は、第二四半期の申告で同時に行うこととされており、第二四半期の申請期限は7月31日です。

## 【注意事項】

- 本資料の情報は、資料作成時点で得られた情報をもとに取りまとめたものです。ERCを申請をする際は、最新の情報をご確認ください。
- 本資料はCARES Act及び関連規則について一般的な解釈を弊社が解説するものであり、税務アドバイスではございません。ERCについてご質問がございましたら、HLSの担当者までご連絡ください。

# ERC受給資格

ERCの受給資格は次のとおりです。

- 新型コロナウイルスに関連する政府の活動規制命令により、全面的又は部分的に事業活動(商業、移動、集会等)に制限を受けた場合、又は
- 前年と比べて2020年の同四半期の総売上が50%を下回った場合。なお、前年同四半期比の総売上が80%を上回った四半期までが対象です。

〈第一四半期から第二四半期までが対象となり、第三四半期はその前の期に80%を上回ったので対象外となる例〉

年度	第一四半期	第二四半期	第三四半期
2019	\$210,000	\$230,000	\$250,000
2020	\$100,000	\$190,000	\$230,000
前年同期比	48%→ERC対象	83%→ERC対象	前期に80%超 ↓ ERC対象外

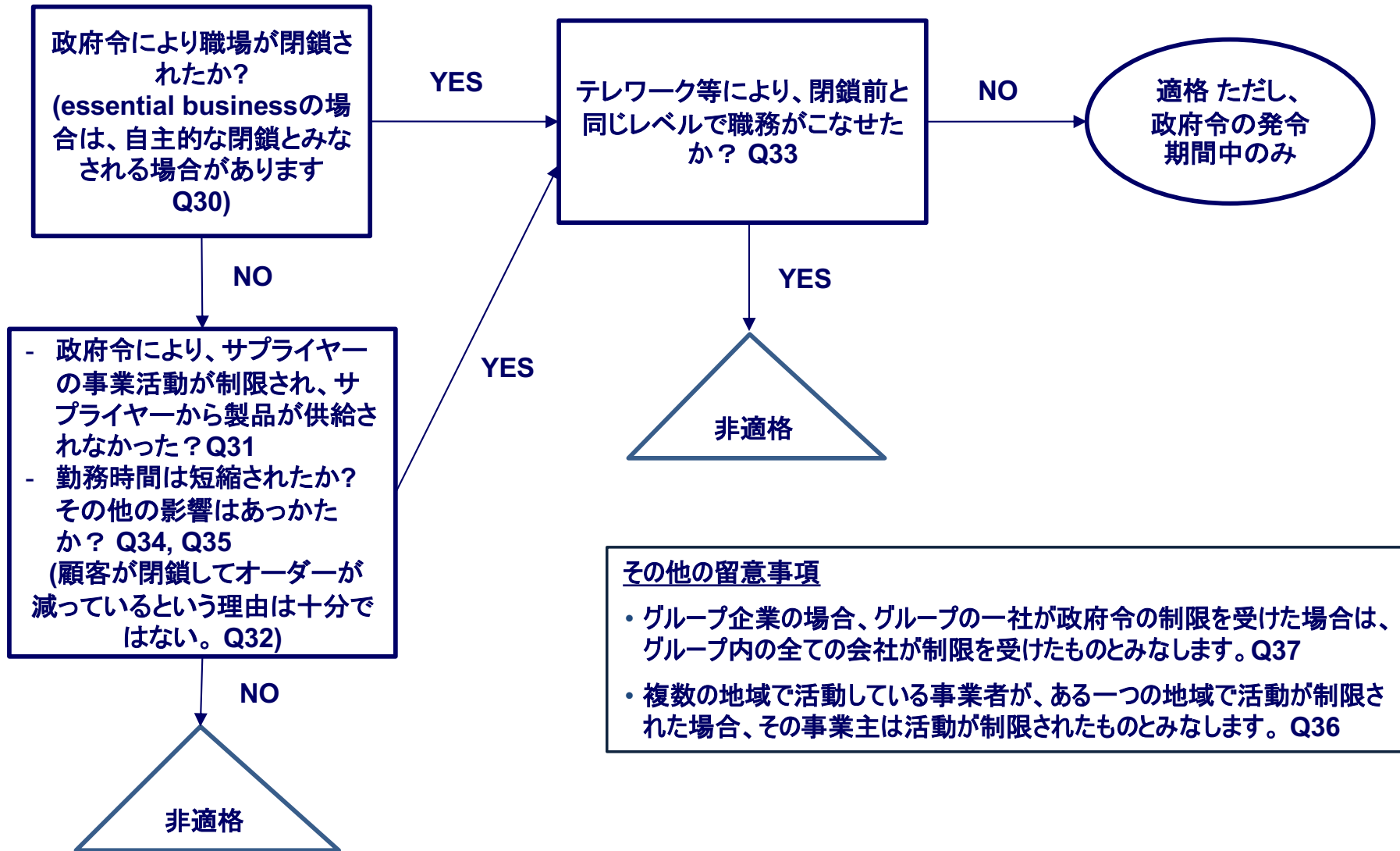
- PPPのローンを受けた場合は、ERCの適用は受けられません。

## 【留意点】

- 基本的に総売上はグループ企業を一つの雇用主とみなして計算されます。ただし、各々のグループ企業の状況、持株比率、実質支配の状況などによって取り扱いが異なる場合がありますので、ご不明な点がある場合にはHLSの担当者にご相談ください。

# ERC 受給資格 (追加)

IRSは4月29日付のFAQで政府の活動規制命令の取り扱いを解説 (“Gov. Order Test”) 5月7日にはさらにFAQが更新されました。



# ERC対象給与

ERC対象給与は、2020年3月13日から2020年12月31日の間に支払われる給与とされており、さらに雇用主が提供する医療保険の保険料(雇用主負担及び従業員負担の両方)が含まれます。また、ERC対象給与は、次のとおり、フルタイム従業員数100人超と100人以下の雇用主で異なります。

- 2019年の平均フルタイム従業員数が100人超の場合：
  - 従業員が勤務していない時間(not providing service)に対して支払われた給与及びそれに応じて配賦した医療保険料のみが対象。
- 2019年の平均フルタイム従業員数が100人以下の場合：
  - 全ての従業員の給与及び医療保険料が対象。
- フルタイム従業員の定義は、基本的には平均週30時間勤務している従業員を意味しており、オバマ・ケアの従業員数の計算方法と同様です。(ご不明な点は、まずHRのご担当者と確認ください。)また、社内的にパートタイムという位置づけの従業員であっても、この週30時間のフルタイムの定義に合致する場合にはフルタイム従業員と数えます。なお、米国外での勤務時間は含まれません。
- 対象となる給与は、対象期間直前の30日間に同等の労働時間であったならば支払われたであろう金額を超えることはできないとされています。
- FFCRAのクレジットを受けた場合、FFCRAの対象給与をERC対象給与にも含めることはできません。

## 【留意点】

- 100人超の雇用主の場合に対象となるのは、従業員が勤務していない時間の給与のみです。現時点では、従業員が勤務していない時間の定義に関して政府から具体的な説明はありません。閉鎖の影響で勤務していない従業員は、製造業であれば工場の工員、小売業であれば店員などが考えられます。また、入社していなくても自宅で業務が行える場合は、自宅で勤務していない時間のみが対象になると考えられます。
- グループ企業の場合は、フルタイム従業員数の計算は、米国内外の関連者を含めますが、米国外での勤務時間は含まれません。
- Social Security Tax を支払う必要のない駐在員等の給与がERCの対象給与となるかどうかについては、はっきりとした指針は今のところ示されていません。
- 解雇または一時帰休した従業員に対して支払い続けた医療保険料の保険料も対象となる可能性があります。

# ERCの申請方法

---

- ERCの支給は、給与税(従業員が給与から源泉されるFederal Income Tax, Social Security Tax, Medicare Tax、雇用主が負担するSocial Security Tax、Medicare Tax)の給与納税額の相殺によって行われます。
- クレジット額が連邦の給与納税額より大きい場合は、繰り延べして次回の給与処理で再度減額を行います。また、Advance Paymentとして、クレジットの前払いを受けることも可能です。
- ERCのクレジットは、Form 941で四半期ごとの給与税の申告と併せて行います。なお、第一四半期のERCの申請は、第二四半期と一緒に申告することになっており、申請期限7月31日までです。(IRSのサイトは[こちら](#))
- ERCのAdvance Paymentは、Form 7200で申請します。(IRSのサイトは[こちら](#))

# Employer Payroll Tax Deferral

---

- Employer Payroll Tax Deferral(「EPTD」)とは、2020年3月27日から2020年12月31日の間の雇用主負担のSocial Security Tax(税率6.2%)の支払いについて、50%を2021年12月31日まで、残りの50%を2022年12月31日まで延期できる制度です。
- ERCと併用することも可能。
- 個人事業主の場合は、Self-Employment Tax(税率12.4%)の50%までの支払いを上記同様、遅らせることができます。
- PPPによって、債務免除が適用された雇用主、個人従業者は、EPTDを適用することはできません。(返済免除の前までは適用できます。)
- Medicare Taxや従業員負担のSocial Security TaxはEPTDの対象ではありません。
- 支払繰り延べによる、金利やペナルティは発生しません。

# ERCを申請するにあたっての当面の準備

---

## ERCの計算に向けての当面の準備

- 政府の活動制限により、事業活動や従業員の勤務状況に制限がかかったかどうか把握。
- 2019年度の「フルタイム従業員数」の把握
- 医療保険料の従業員給与への配賦計算
- 従業員が100人以上の場合、各従業員の勤務状況の把握
- 上記の情報から、ERCのクレジット金額の計算
- キャッシュフローの状況に鑑みて、Advance Paymentを申請するかどうかの検討